

事業承継に係る競争入札参加資格申請の手引き

- 本市有資格者から合併、事業譲渡等により事業を承継した場合は、遅滞なくその旨を届け出て、次の要領により入札参加資格申請をすることができます。
- 申請方法は、枚方市ホームページの登録フォームに必要事項を入力の上、一部の紙書類を郵送する方法とします。必ず郵送していただく紙書類があり、登録フォームへの入力だけでは、申請を受付できませんのでご注意ください。
(枚方市ホームページに登録フォーム入力マニュアルを掲載しています。)
【登録フォーム掲載場所】
枚方市ホームページ→産業・しごと→入札・契約情報→枚方市競争入札資格申請の受付について
- 複数の登録区分（建設工事・建設コンサルタント等・その他委託・物品等）の入札参加申請を希望される方は、1回の入力ですべて申請することができます。各登録区分に共通するものについては、登録区分ごとに登録フォームへの入力や紙書類を郵送する必要はありません。
※ただし、登録区分によって登録情報が異なる場合（例：工事→支店登録（受任者設定あり）、その他委託→本店登録（受任者設定なし））は、それぞれの登録区分ごとに申請が必要です。
- 提出書類は、登録区分（建設工事・建設コンサルタント等・その他委託・物品等）ごとに異なります。
申請を希望する登録区分ごとに必要書類をご確認の上、提出してください。

令和7年（2025年）4月

枚方市 総務部 契約検査課

1. 事業承継に係る入札参加資格申請について

以下の理由により事業を承継した者（以下「承継人」という。）は、以下の項目に該当する場合は、登録フォームに必要事項を入力の上、一部の紙書類を提出し、入札参加資格申請をすることができます。

- ・相続をしたとき。
- ・個人事業者が会社を設立し、その代表者となったとき。
- ・会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく事業譲渡、合併又は分割があったとき。
- ・会社が解散し、その代表者が個人事業者となったとき。
- ・前各号に掲げる場合のほか、市長が適当と認めるとき。

2. 入札参加資格申請の審査について

登録フォームの入力及び紙書類を審査した結果、入札参加資格の要件を満たすと認めたときは、当該承継人を有資格者として有資格者名簿に登載します。その有効期間は、当該入札参加資格の要件を満たすと認めた日から起算して事業を承継される者（以下「被承継人」という。）の有効期間の残期間の末日までとします。

3. 入札参加資格（次の（１）～（９）の条件をすべて満たす者）

（１） 次のイからホまでのいずれにも該当しない者であること。

イ. 成年被後見人

ロ. 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ハ. 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

ニ. 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ホ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（２） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

（３） 建設工事については、以下に該当する者であること。

イ. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受け、かつ、同法第 27 条の 23 第 1 項の審査を受けた者

ロ. 受付日を基準日として、引き続いて 1 年以上の営業実績をもつ者

ハ. 市内業者又は準市内業者として受注を希望する場合は、以下の条件を満たす者

① 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。

② 市内業者については、本店の所在地（法人については、本店の所在地の登記）が本市内にあり、建設業の許可に係る主たる営業所が本市内にあり、本市の市民税の納税義務者であること。

③ 準市内業者については、支店、営業所等（以下「支店等」という。）の所在地の登記が本市内にあり、当該支店等が建設業の許可を受けており、当該支店等が契約を締結する権限を有し、本市の市民税の納税義務者であること。

④ 受付日を基準日として、以下の条件を満たすこと。

i) 法人にあつては、市内業者については本市内の本店の法人登記日から 1 年以上、準市内

業者については本市内の支店等の法人登記日から1年以上の期間があること。(個人から法人に変更した場合は個人の本市内における営業期間の加算可。)

ii) 個人にあつては、本市内において1年以上の営業の確認ができること。

二、ハ以外の者については、受付日を基準日として、以下の条件を満たす者

① 法人にあつては、法人登記日から1年以上あること。(個人から法人に変更した場合は個人の営業期間の加算可。)

② 個人にあつては、1年以上の営業の確認ができること。

(4) 建設コンサルタント等・その他委託・物品等については、以下に該当する者であること。

イ. 申請に係る営業に関し、法令上、免許、許可又は登録を要するときは、当該免許、許可又は登録を受けた者

ロ. 受付日を基準日として、引き続いて1年以上の営業実績をもつ者

ハ. 市内業者又は準市内業者として受注を希望する場合は、以下の条件を満たす者

① 市内業者については、本店の所在地(法人については、本店の所在地の登記)が本市内にあり、本市の市民税の納税義務者であること。

② 準市内業者については、支店等の所在地が本市内にあり、当該支店等が契約を締結する権限を有し、本市の市民税の納税義務者であること。

③ 受付日を基準日として、以下の条件を満たすこと

i) 法人にあつては、市内業者については本市内の本店の法人登記日から1年以上、準市内業者については本店の法人登記日から1年以上の期間があること。(個人から法人に変更した場合は個人の営業期間の加算可。)

ii) 個人にあつては、本市内において1年以上の営業の確認ができること。

二、ハ以外の者については、受付日を基準日として、以下の条件を満たす者

① 法人にあつては、法人登記日から1年以上あること。(個人から法人に変更した場合は個人の営業期間の加算可。)

② 個人にあつては、1年以上の営業の確認ができること。

(5) 天災その他やむを得ない事由がある場合を除き、法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)並びに本市の市税を完納していること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第174条第1項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(9) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱(平成25年枚方市要綱第66号)に基づく入札等除外措置を受けている者((2)に掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者((2)に掲げる者を除く。)でないこと。

- 次のいずれかに該当する場合は、同一入札及び同一見積合せに参加できません。なお、「子会社等」・「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は、国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国地契第91号）に定めるものとします。

(1) 資本関係

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

- 1) 一方の会社等の役員※が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員※が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) 事実上一体とみなす関係

- 1) 一方の会社等の役員※と他方の会社等の役員※が、同居している場合
- 2) 一方の会社等※と他方の会社等※の本店(建設工事については、建設業の許可に係る主たる営業所)又は受任者を設けている場合の支店(営業所を含む。)の所在地が、同一場所である場合
- 3) 一方の会社等※と他方の会社等※の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合

※には個人事業主を含みます。

4. 申請方法

申請は、登録フォームに必要事項を入力の上、一部の紙書類を郵送する方法とします。

手順① 事前準備

- 
- 1) 提出書類をご準備ください。(必要書類は「10. 提出書類作成要領」を参照)
 - 2) 登録フォームで添付する提出書類をスキャナ・複合機等でデータ化してください。
→手順③にて、データ化した提出書類を登録フォームに添付します。
- ※提出書類のデータ化が難しい場合は、紙書類での郵送可。

手順② 様式データへの入力

- 
- 様式データ[様式5～12]を枚方市ホームページよりダウンロードして入力してください。
(必要様式データは「10. 提出書類作成要領」を参照)
- 手順③にて、入力した各様式データをエクセル形式のまま登録フォームに添付します。
様式データは、紙書類での提出は不可とします。

手順③ 登録フォームへの入力

- 
- 枚方市ホームページの登録フォームに必要事項を入力し、手順①でデータ化した書類データと手順②で入力した各様式データを添付してください。
- 一度回答を送信したデータの修正は、業者様ではできません。やむを得ず修正が必要な場合は、契約検査課にご連絡ください。

手順④ 紙書類の郵送

- 
- 1) 登録フォームの送信完了画面に表示される「受付番号」を様式1へ入力してください。
 - 2) 提出書類[様式1～4]は、下記送付先に必ず郵送してください。
 - 3) 登録フォームにデータ添付ができなかった書類があれば、提出書類[様式1～4]と併せて郵送してください。 **※ 持参による受付は行いません。**

【送付先】〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1-20 枚方市役所 総務部 契約検査課
工事係／委託係／物品係 宛

※ 申請する登録区分の担当宛に送付ください。(複数の場合は同封可)

※ 封筒には「競争入札参加資格申請書類在中」と明記してください。

※ 郵送提出分については当日消印有効(料金後納郵便不可(消印がない為))

必ず郵送していただく紙書類があり、登録フォームへの入力だけでは、申請を受付できませんのでご注意ください。

手順⑤ 審査結果の確認



入札参加資格審査結果については、毎月審査完了後に枚方市ホームページに掲載しますので、ご確認願います。

【掲載場所】枚方市ホームページ→産業・しごと→入札・契約情報→登録業者情報

5. 提出書類の不備について

- (1) 提出書類に不備があった場合は書類作成担当者に連絡しますので、補正した書類を上記【送付先】まで郵送またはメール（宛先：keiyaku-toroku@city.hirakata.osaka.jp）にて提出してください。

6. 注意事項

- (1) 証明書類は、**受付日（契約検査課へ書類が到着する日）以前3ヶ月以内**に発行されたものとします。
- (2) データ添付する書類は、それぞれ発行官公署において定めた様式で、かつ明瞭に複写（原寸大）されたものとします。
- (3) 申請後、その内容に変更があれば、速やかに業者番号を記入の上、変更届（競争入札参加資格審査届出事項）（枚方市ホームページ→産業・しごと→入札・契約情報→様式ダウンロード内）にて届け出てください。（※受付期間中であれば、ご連絡の上、差し替え書類を送付してください。）
- (4) 【建設工事・建設コンサルタント等・その他委託・物品（電子入札のみ）】
公募案件に係る公表スケジュール及び工事発注見通しについては、年度当初に枚方市ホームページに掲載しますので、ご参照ください。
（枚方市ホームページ→産業・しごと→入札・契約情報→公表スケジュール・工事発注見通し）
年間公表予定日以外の日程で案件公表を行う場合や緊急のお知らせ事項がある場合等、メールにて全社にお知らせする場合があります。その際は下記メールアドレスよりメールを送信しますので、メールが受信できるように設定をお願いします。
【建設工事】 「keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp」
【建設コンサルタント等・その他委託】 「keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp」
【物品】 「keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp」
- (5) 枚方寝屋川消防組合発注の案件は、基本的に枚方市区域の案件を対象とします。
- (6) 複数区分に登録する場合で、区分により委任先が違う場合や、本店及び委任先で登録する場合は、それぞれで分けて登録フォームの入力及び郵送書類の提出を行っていただく必要があります。ただし、郵送書類はそれぞれの分を同一封筒で送っていただいて構いません。

7. 行政書士による代理申請について

- (1) 代理申請する場合は、申請者本人からの申請代理人への行政書士委任状（様式4）の原本の提出が必要です。
- (2) 申請書等の内容に係る問合せは、申請代理人である行政書士に行います。
- 行政書士でない方が、業として他人の依頼を受けて報酬を得て官公署に提出する書類を作成することは行政書士法に違反することとなります。

8. 電子入札の環境整備 【建設工事・建設コンサルタント等・その他委託・物品等（一部）】

- (1) 入札案件（予定価格が建設工事は200万円超、財産の買入れでは150万円超、物件の借入れでは80万円超、財産の売払いは50万円超、物件の貸付けは30万円超、物品の修繕は100万円超、それ以外の契約では50万円超のもの）については、**原則全案件（物品等は一部業種のみ※）について電子入札システムによる入札となります**ので、次の環境等が整備された方を対象に発注します。

※環境が整備されていない場合は、原則として入札案件に参加できません。

- 1) インターネットに接続できるパソコンとその環境整備

2)E-Mail が受信できる環境整備

3) 電子入札コアシステムに対応した民間認証局の IC カードの取得

詳細については大阪地域市町村共同利用電子入札システムホームページ

(<https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/>) をご参照ください。

※物品等の電子入札対象業種(対象業種を拡大する場合があります。その場合は都度お知らせします。)

(全業者対象)

212 事務機器・情報処理用機器, 271 理化学機械・環境測定機器, 273 厨房機器,

281 消防用品, 282 防災用品, 343 水道メーター, 411~417 賃貸借の全案件、

(市内・準市内業者のみ対象※市外業者まで対象とする場合は郵便入札となります。)

211 事務用品, 213 スチール事務用品・家具, 274 視聴覚・音響・放送設備機器,

292 家庭用電化製品, 326 園芸用品・花

(2) 電子入札ICカード取得後、枚方市の電子入札システムの利用者登録を行ってください(引き続きの登録の方で、従前から利用者登録を行っている場合は手続不要。)

- ・利用者登録には事前のパスワード申請が必要です。申請書の様式は下記場所に掲載していますので、メールにて申請をお願いします。

【掲載場所】 枚方市ホームページ→産業・しごと→入札・契約情報→様式ダウンロード

→枚方市電子入札ICカード登録用パスワード申請書

- ・各登録区分の入札参加に際し、原則、それぞれの登録区分に応じた業者番号を用いてパスワード申請及び利用者登録された IC カードが必要です(原則、登録区分数に応じた IC カードが必要)。ただし、「その他委託」及び「物品等」については、他の登録区分で利用者登録された IC カードを使用した入札を可としています。

(※詳しくは「枚方市電子入札ICカード登録用パスワード申請書」をご参照ください。)

- ・本市が電子入札システムで事業者を指名するには、各事業者でご準備いただく電子入札ICカードの有効期限が開札日まで有効である必要があります。

従って、遅くともICカードの有効期限が残り2か月をきる頃には、各業者様にて新しいICカードを取得していただき、本市電子入札システムで「ICカードの更新」のお手続きをお願いします。

※ICカードの更新時は引き続き同パスワードを使用していただけますので、本市へのパスワード申請書の提出は不要です。

※ICカードの登録用パスワード申請については、毎月公表する入札参加資格審査結果で業者番号を確認後、ご提出ください

9. 問合せ先

枚方市役所 総務部 契約検査課

TEL 072-841-1345 FAX 072-841-2015

- ・建設工事について…工事係
- ・建設コンサルタント等・その他委託について…委託係
- ・物品等について…物品係

10. 提出書類作成要領

(1) 提出書類一覧表

○：必須 △：該当者のみ提出

書 類 名		共通	工事	コンサル	委託	物品	備考
郵送で提出する書類							
1	受付審査票（様式1）原本	○					
2	委任状（様式2）原本	△					代表者以外の者を受任者とする場合のみ
3	誓約書（様式3）原本	○					
4	行政書士委任状（様式4）原本	△					行政書士による代理申請の場合のみ
登録フォームで提出する書類 ※データでの添付ができない場合は紙書類での郵送可としますが、 様式5～12については、必ず登録フォームにデータ添付してください。							
5	納税証明書 [国税] 及び[市税]	○					市税は市内・準市内業者のみ
6	滞納無証明書 [市税]	△					市内・準市内業者のみ
7	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	△					法人のみ
8	代表者の身分証明書	△					個人事業主のみ
9	代表者の登記されていないことの証明書	△					個人事業主のみ
10	役員等に関する調書（様式5）	○					
11	事業協同組合等の提出書類	△					事業協同組合のみ
12	事業を承継する証明の書類	○					
13	社会保険等加入状況確認書類			△	△		加入している場合のみ
14	【その他委託・建設コンサルタント等・物品等】決算報告書等（基準日の直前1年間のもの）			○	○	○	
15	建設業者の詳細情報		○				
16	経営事項審査結果通知書（経審）		○				
17	工事経歴書（様式6）		○				希望業種ごと
18	技術者名簿（様式7）		△				希望業種ごと 市内・準市内業者のみ
19	賃貸借契約書		△		△		市内・準市内業者のみ
20	I S O登録証		△				市内・準市内業者のみ
21	障害者等の雇用関係 ※障害者雇用状況報告書等		△				市内・準市内業者のみ
22	労働安全衛生マネジメントシステム登録証		△				市内・準市内業者のみ
23	事務所の写真（外観及び事務所内部の写真）		△		△		市内・準市内業者のみ
24	建設業許可申請書（表紙/様式第一号）及び営業所一覧表（写し）		△				準市内業者のみ
25	【建設工事】決算報告書（収支計算書等）（基準日の直前1年間のもの）又は個人事業の開廃業届出書		△				経審で1年以上の営業が確認できない場合のみ
26	【建設コンサルタント等】実績調書（様式8）			○			希望業種ごと
27	【建設コンサルタント等】業種申請書（様式9）			○			希望業種ごと
28	【その他委託】実績調書（様式10）				○		希望業種ごと
29	【その他委託】業種申請書（様式11）				○		希望業種ごと
30	【物品等】営業実態調書（様式12）					○	
31	営業登録証明書			△	△	△	営業するにあたって、法令及び条例上、免許等を要する場合のみ

(2) 提出書類作成上の注意事項

書類名 (部数)		説 明
郵送で提出する書類		
1	受付審査票 [様式1] 1部	申請者確認欄のみご記入ください。 <u>登録フォームの送信完了後、「受付番号」が表示されますので、本様式に受付番号を必ず記載してください。</u> ※書類に疑義等があった場合は、契約検査課より書類作成担当者（行政書士による代理申請の場合は行政書士）に連絡します。
2	委任状 [様式2] 原本1部	・代表者以外の者（支店長、営業所長等）を受任者として、その者の名で本市と契約する場合に提出してください。 ・必ず指定様式を使用してください。
3	誓約書 [様式3] 原本1部	・申請者の箇所には実印を押印してください。 代表者以外の者（支店長、営業所長等）を受任者として、その者の名で本市と契約する場合であっても、 <u>誓約書は、代表者名及びその実印としてください。</u>
4	行政書士委任状 [様式4] 原本1部	・行政書士による代理申請の場合に提出してください。 ・独自の様式がある場合は、指定様式に代えて提出することも可能ですが、宛名は枚方市長・枚方市上下水道事業管理者・枚方市病院事業管理者・枚方寝屋川消防組合管理者の4者連名としてください。 ・職印を押印してください。

登録フォームで提出する書類 ※データでの添付ができない場合は郵送可

5	納税証明書 (写し可)	(全業者) [国税] …「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税（地方消費税を含む。）」の未納税額がないことを証明する「納税証明書〔法人（様式その3の3）個人（様式その3の2）〕」を提出してください。 国税の納税証明書の請求手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。 なお、オンライン請求も可能です。 《https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm》 (市内・準市内業者のみ) [市税] …「本市の法人市民税納税証明書※法人」又は「本市の個人市民税の納税証明書※個人事業主で本市内に住所を有するもの」又は「本市の家屋敷事業所課税（家事均等割）の納税証明書※個人事業主で本市内に住所を有しないもの」を提出してください。 ※法人の場合は直近の事業年度分で可 ・本市の市民税の納税証明書の提出がない期間は、市外業者（その他業者）とします。後日、変更届及び市民税の納税証明書の提出があった時点で、市内業者（準市内業者）に変更します。 ・電子納税証明書（電子データ）の提出も可とします。 ・受付日（契約検査課へ書類が到着する日）以前3ヶ月以内に発行されたものに限ります。 ・納入期限が来ていない未納の備考書きがある場合は、後日納入の証明を提出してください。 ※承継人の当該証明書が営業期間により発行されない場合、被承継人の当該証明書を提出してください。
6	滞納無証明書 (写し可)	(市内・準市内業者) ・枚方市税に係る「滞納無証明書」を提出してください。 ・滞納無証明交付申請書は、枚方市競争入札参加資格申請ページに掲載しています。 ・オンライン請求の受付は行っておりません。 ・受付日（契約検査課へ書類が到着する日）以前3ヶ月以内に発行されたものに限ります。 ※承継人の当該証明書が営業期間により発行されない場合、被承継人の当該証明書を提出してください。
7	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※法人のみ提出 (写し可)	・受付日（契約検査課へ書類が到着する日）以前3ヶ月以内に発行されたものに限ります。 ・市内業者は本店が枚方市内に登録されていること。 ・<u>建設工事で登録の場合</u>、準市内業者は支店等が枚方市内に登録されていること。

8	代表者の身分証明書 ※個人事業主のみ提出 (写し可)	・本籍地の市町村が発行する代表者の「身分証明書（禁治産者及び準禁治産者、成年被後見人並びに破産者で復権を得ない者でない旨の証明）」を提出してください。 ・受付日（契約検査課へ書類が到着する日）以前3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
9	代表者の登記されていないことの証明書 ※個人事業主のみ提出 (写し可)	・法務局が発行する代表者の「登記されていないことの証明書」を提出してください。 ※「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人の登記が東京法務局にされていないことを証明するものです。 ・受付日（契約検査課へ書類が到着する日）以前3ヶ月以内に発行されたものに限ります。 個人事業主のみなさまへ 「登記されていないことの証明書」の交付請求及び証明申請書用紙については法務局のホームページに掲載されていますのでご確認ください。 《http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html》 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課 TEL：03-5213-1234（代表） 03-5213-1360（ダイヤルイン） 成年後見制度の内容については、東京法務局又は最寄りの法務局に、お問い合わせください。 ※ 大阪の最寄りの法務局…大阪法務局戸籍課 TEL 06-6942-9459
10	役員等に関する調書 [様式5]	・法人の場合は、登記事項証明書に記載のある役員について、記入してください。<u>また、役員ではない者を受任者とする場合は、受任者についても記入してください。</u> ・<u>同一入札等への参加制限について、他の業者の役員と同居者の有無を確認を確認</u><u>必要があるため、住所は必ず記入してください（事業者の住所は不可。記入がない場合は、理由にかかわらず登録を行うことができませんので注意してください）。</u> ・<u>監査役については記入不要。なお、登記事項証明書では社外取締役かどうかの判別ができない場合は、登記事項証明書に記載された社外取締役の方の名前を記入し、社外取締役であることがわかるようにしてください。</u> ・個人事業主の場合は、事業主について記入してください。 ・登録フォームにデータ添付してください。 紙提出不可。Excel データのまま提出してください。
11	事業協同組合等の提出書類 ※事業協同組合等の場合のみ（写し）	（全者※中小企業庁の官公需適格組合を含む） 定款、役員名簿、組合員全員名簿 （中小企業庁の官公需適格組合のみ） 官公需適格組合証明書

12	事業を承継する証明の書類 (写し)	被承継人からの書類（被承継人の代表者印があるもの）。任意様式で可。 登記事項証明書（履歴事項証明書）で、事業を承継した旨が確認できる場合は、提出不要。 ※個人事業主の場合は、別途契約検査課までお問い合わせください。
13	社会保険等加入状況確認書 ※加入義務がある場合のみ	1. 健康保険（個人の責任において加入する国民健康保険以外の健康保険） 2. 厚生年金保険 以下①～③のいずれかの確認書類を添付してください。 ①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し （1人分・1ページ分等で可。個人情報にマスキングを施すこと。） ②経営事項審査結果通知書（経審）の写し ③その他、加入状況が確認できる書類の写し 例：保険料納入領収証書、保険料納入告知額・領収済額通知書 3. 雇用（労働）保険 以下④～⑥のいずれかの確認書類を添付してください。 ④保険料納入に係る領収済通知書の写し ⑤経営事項審査結果通知書（経審）の写し ⑥その他、加入状況が確認できる書類の写し 例：雇用保険被保険者資格取得等通知書（個人情報にマスキングを施すこと）、労働保険等に係る口座振替結果のお知らせ
14	【その他委託・建設コンサル タント等・物品等】 決算報告書等	直前1年間のもの（最新のもの）。 法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等 個人事業主の場合は、損益計算書、貸借対照表等 ※提出できない場合（受付日を基準日として、1年以上の営業実績はあるが、決算日の都合上未作成等）は、別途理由書（任意様式）を提出してください。
15	建設業者の詳細情報	・建設業者の詳細情報を提出してください。 ※国土交通省 建設業者・宅建業者等企業情報検索システムから建設業者の詳細情報を取得頂き、提出お願いします。PDFにて提出して下さい。 国土交通省の建設業者の詳細情報取得画面は下記 URL をご利用ください。 https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1 ※建設業許可証明書、建設業許可通知書については提出不要です。 ※有効期限内の通知（証明）書が手元にない（更新手続き中の）場合は、現在の建設業者の詳細情報と更新申請中であることが確認できる書類が必要です。なお、更新後の通知（証明）書が発行され次第、改めて提出をお願いします。
16	経営規模等評価結果通知 書・総合評定値通知書（経 営事項審査結果通知書（経 審）） (写し)	・申請日時点において有効かつ最新の通知書を提出してください。 なお、審査庁の公印が押印されたものの写しに限ります。 ※有効期限は結果通知の上部に記載された「審査基準日」から1年7ヶ月後までです。 ※登録希望業種に関する総合評定値の記載があることを要します。 ※更新手続き中につき、有効期限内のものが手元にない場合は、現在お持ちの経審及び更新中であることが確認できる書類を提出してください。なお、更新後の経審が発行され次第、改めて提出をお願いします。

17	工事経歴書 〔様式6〕	・直前4年間の完成工事、着工した未完成工事について、希望業種ごとに作成し、公共工事、枚方市内、大阪府下を優先して記入してください。 ・実績がない場合も希望業種の経歴書に実績なしと記載し提出してください。 ・独自の工事経歴書がある場合は、指定様式に代えて提出することも可能です。 ・登録フォームにデータ添付してください。 紙提出不可。データのまま提出してください。
18	技術者名簿 〔様式7〕 ※市内・準市内業者のみ	・希望業種ごとに、本市と契約を希望する本店又は支店等に所属する建設業に従事している技術者（常時雇用している正社員のみ）を記入してください。 ・営業所技術者等は、営業所技術者等欄に○印を記入してください。 ・最終学校・専攻学科欄は、国家資格を有する技術者の場合は記入の必要はありません。 ・実務経験による技術者の場合は、必ず大学、高等専門学校、高校等の別及び専攻学科を記入してください。なお、学校名は不要です。 ・資格の種類の欄は、1、2級土木施工管理技士等の希望業種に応じた資格の名称記入してください。 ・監理技術者の有資格者の場合、監理技術者欄に○印を記入してください。 ・作成時段階で実際に従事できる技術者を記載してください。経審申請時の登録と一致させる必要はありません。 ・登録フォームにデータ添付してください。 紙提出不可。データのまま提出してください。
19	賃貸借契約書 (写し) ※市内・準市内業者のみ	市内に本店又は支店等の事務所を賃借している場合に提出してください。
20	I S O登録証 (写し) ※市内・準市内業者のみ	品質マネジメントシステム（I S O9001）又は環境マネジメントシステム（I S O14001）の認証取得業者は、I S O登録証（写し）及び登録証付属書を提出してください。
21	障害者等の雇用関係 (写し) ※市内・準市内業者のみ	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定による障害者の雇用を達成し、同法第43条第7項の規定による厚生労働大臣への報告をしている場合は、障害者雇用状況報告書を提出してください。 なお、同項の規定による報告義務がなく、障害者を1人以上雇用している場合は、身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳又は療育手帳及び当該雇用を証する書類（健康保険被保険者証等）を提出してください。
22	労働安全衛生マネジメントシステム登録証 (写し) ※市内・準市内業者のみ	労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS、OHSAS18001又はI S O45001）認証取得業者は、該当する登録証（写し）及び登録証付属書を提出してください。

23	事務所の写真 (外観及び事務所内部の写真) ※市内・準市内業者のみ	・本店（準市内業者にあつては、枚方市内支店等）の事務所の写真を提出してください。写真は外観及び事務所内部を提出してください。 ・外観は会社名が確認できるものを提出してください。
24	建設業許可申請書 (写し) ※準市内業者のみ	・建設業許可申請書（表紙）（※次の様式第一号又は別紙二に受付印が押印されている場合は不要。） ・建設業許可申請書（様式第一号） ・営業所一覧表（別紙二）
25	【建設工事】決算報告書（収支計算書等）又は個人事業の開廃業届出書（写し） ※必要な場合のみ	<u>建設業許可証明書、登記簿謄本又は経営事項審査結果通知書（経審）で1年以上の営業が確認できない場合は、決算報告書（収支計算書等、基準日の直前1年間のもの）又は個人事業の開廃業届出書の写しを提出してください。</u>
26	【建設コンサルタント等】実績調書 [様式8]	・直前4年間の完了業務又は着手した未完了業務について、希望業種ごとに作成し、公共事業、枚方市内、大阪府下の実績を優先して記入してください。 ・独自様式で提出する場合は、希望業種ごとに記載があるものに限り可とします。なお、その場合も、様式8は「別紙のとおり」と記入し、提出してください。 ※実績が無い場合でも、「実績無し」と記入し提出してください。 ・登録フォームにデータ添付してください。 - 紙提出不可。Excel データのまま提出してください。
27	【建設コンサルタント等】業種申請書 [様式9]	・希望業種ごとに作成してください。技術者は、その分野に関わる資格の名称と、所属者数を記入してください。（他分野と重複可） ※読み取りソフトで読み取るため、独自様式での提出は不可とします。 ・登録フォームにデータ添付してください。 - Excel データのまま提出してください。
28	【その他委託】実績調書 [様式10]	・別表1「<u>＜その他委託＞業種分類表</u>」に従い直前4年間の完了業務又は着手した未完了業務について、希望業種（細目名単位）ごとに作成し、公共事業、枚方市内、大阪府下の実績を優先して記入してください。 （産業廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処分においても、細目名（小分類）単位ごとに作成して提出してください。） ※読み取りソフトで読み取るため、独自様式での提出は不可とします。 ※実績が無い場合でも、「実績無し」と記入し提出してください。 ・登録フォームにデータ添付してください。 - 紙提出不可。Excelデータのまま提出してください。

29	【その他委託】業種申請書 [様式11]	・別表1「<その他委託>業種分類表」に従い、希望業種（細目名単位）ごとに作成してください。技術者は、その業種に関わる資格の名称と、所属者数を記入してください。（他営業種目と重複可） ※読み取りソフトで読み取るため、独自様式での提出は不可とします。 ・登録フォームにデータ添付してください。 紙提出不可。Excel データのまま提出してください。
30	【物品等】営業実態調書 [様式12]	・直前の決算期を基準にして、できるだけ詳しく記入してください。 ・取扱品目については、できるだけ詳しく記入してください。 ※読み取りソフトで読み取るため、独自様式での提出は不可とします。 ・登録フォームにデータ添付してください。 紙提出不可。Excel データのまま提出してください。
31	営業登録証明書 (写し)	当該業務を営業するにあたって、法令及び条例上、免許、許可又は登録を要する場合の証明書。 ・更新が必要な証明書類については、<u>最新のものを提出してください。</u> 【建設コンサルタント等】 建設コンサルタントについて、国土交通省に登録している方は、必ず<u>最新の現況報告書の全文コピー</u>を提出してください。 【その他委託】 別表1「<その他委託>業種分類表」にある網掛けのある業種（細目名）は、入札参加資格申請時又は業種追加の申請時に「業の許可・資格等」を確認します。

別表1 <その他委託>業種分類表

※ 該当する業種（営業種目）名がない場合は、細目名の「994 その他」を選択し、具体的な業務名を「具体的な業務名」欄に記入してください。網掛けのある業種（営業種目）は「業の許可・資格等」を確認します。

※ 令和7年度より業種の見直しを行っていますので、必ず下記分類表を参照し、該当業種に申請してください。

大分類	業種（営業種目）名	小分類	細目名	説明	申請に必須の許可証、登録証等
50	総合ビル管理	501	総合ビル管理	建物管理、建築物、設備点検の総合的な管理（建築設備点検、建築物環境衛生管理等）等	
51	施設・設備管理	511	機械設備管理・運転操作	機械設備管理（運転管理を含む）、水道施設維持管理、清掃施設運転管理、クレーン点検等 ※細目欄に具体的な業務名を記入すること	
		512	文化・体育施設運営管理	舞台照明・音響・映像操作、プール管理等 （水泳指導、スポーツ指導は 992 その他教育関係 で申請のこと）	
		513	活性炭入替	市施設等の活性炭入替業務	
52	各種保守点検	521	浄化槽清掃・保守点検		浄化槽清掃業許可証 浄化槽保守点検業登録（登録証）枚方市
		522	自家用電気工作物保守点検	キュービクル・発電機等	
		523	建築物・建築設備・防火設備点検	建築物点検、建築設備点検、防火設備点検	
		524	空調・冷暖房設備点検		
		525	消防設備点検	防火対象物点検、消防用設備点検	
		526	通信設備点検	電話機の保守点検、ネット環境保守点検、無線通信設備保守点検等	
		527	ボイラー設備点検		
		528	文化・体育施設保守点検	舞台装置等の保守点検等 （文化・体育施設の 521～527・529 の点検は、それぞれの項目で申請のこと）	
		529	その他保守点検	昇降機保守点検、監視装置保守点検、分析機器保守点検、道路附属物保守点検等 ※細目欄に具体的な業務名を記入すること （クレーン点検は 511 機械設備管理・運転操作、舞台装置等保守点検は 528 文化・体育施設保守点検、通信設備点検は 526 通信設備点検、遊具点検は 572 遊具点検、医療機器点検は 654 医療機器点検、システム・ソフト保守点検は 662 システム・ソフト保守点検で申請のこと）	
53	警備	531	人的警備		警備業認定（認定証）
		532	機械警備		警備業認定（認定証） 機械警備業務開始届出（届出書）
54	各種清掃	541	建物清掃		
		542	路面清掃		
		543	下水道等清掃	高圧洗浄車等を使用する浚渫（清掃）	
		544	貯水槽・受水槽清掃	（建築物飲料水水質検査は 633 で申請のこと）	
		545	その他清掃	※細目欄に具体的な業務名を記入すること	
55	害虫駆除	551	建物害虫駆除	鼠、白蟻、蜂等	
		552	その他害虫駆除	樹木等における害虫駆除等	
56	植物管理	561	花卉樹木管理	剪定、花壇管理等	造園施工管理技士（1級または2級） または造園技能士（1、2または3級） 資格証と雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）
		562	除草		
57	楽器調律・遊具点検	571	楽器調律	※細目欄に具体的な楽器の種類を記入すること	
		572	遊具点検		
58	産業廃棄物収集運搬	581	産業廃棄物収集運搬	大分類で1業種とする	産業廃棄物収集運搬業許可証
		582	特別管理産業廃棄物収集運搬		特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証
59	産業廃棄物処分	591	産業廃棄物処分（中間処理）	大分類で1業種とする	産業廃棄物処分業許可証
		592	特別管理産業廃棄物処分（中間処理）		特別管理産業廃棄物処分業許可証

60	一般廃棄物収集運搬	601	一般廃棄物収集運搬		一般廃棄物収集運搬許可証
61	リサイクル	611	リサイクル	カン、ビン、ペットボトル、廃家電等	
62	土地家屋調査・不動産登記・鑑定	621	建設工事に伴う周辺家屋への影響調査		
		622	不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量又は不動産登記	土地家屋調査士、土地家屋調査法人、公共嘱託登記土地家屋調査士協会に限る。	土地家屋調査士登録（登録証）
		623	不動産鑑定		不動産鑑定業者登録（証明書）
63	計量証明・検査・測定	631	計量証明（濃度、音圧、振動加速度、熱量）	濃度・特定濃度（大気、水中及び土壌検査）、音圧レベル、振動加速度レベル、熱量（分析機器の保守点検は 529 その他保守点検で申請のこと）	計量証明事業者登録（証明書） ※ダイオキシンは特定濃度の許可がさらに必要
		632	作業環境測定		作業環境測定機関登録（証明書）
		633	建築物飲料水水質検査	（貯水槽、受水槽清掃は 544 で申請のこと）	
		634	建物空気環境測定		
64	各種調査・計画策定・業務運営支援	641	下水管調査	TVカメラ調査、目視、流量	
		642	交通調査		
		643	環境アセスメント調査	電波障害 等	
		644	地下タンク漏洩検査		
		645	文化財発掘調査	（バックホウでの掘削業務は 933 で申請のこと）	
		646	各種行政計画の策定・業務運営支援・市場調査	福祉・防災・環境等の各種計画策定・指導、業務運営のアドバイザー業務、世論調査、アンケート調査、マーケティング 等 ※細目欄に具体的な業務名を記入すること	
65	医療・福祉	647	その他調査	漏水調査、地中探査、非破壊検査、等 ※細目欄に具体的な業務名を記入すること （世論調査、アンケート調査、マーケティングは 646 で申請のこと）	
		651	健康診断	定期健康診断 等	病院又は診療所開設許可証
		652	臨床検査	検体検査 等	衛生検査所登録（証明書）（病院、診療所等を除く）
		653	レセプト点検		
		654	医療機器点検		
66	情報処理	655	介護予防		
		661	システム・ソフト企画・開発	システム開発、ホームページ作成 等	
		662	システム・ソフト保守点検	ソフト・ハード保守点検 等	
67	会議録・翻訳・点訳・音訳	663	その他情報処理	データ入力処理	
		671	会議録作成	録音反訳 ※（翻訳・点訳・音訳業務は 672 翻訳・点訳・音訳）	
		672	翻訳・点訳・音訳		
68	印刷・配布	681	印刷物封入封緘	（電算帳票の印刷のみは、物品で申請のこと）	※プライバシーマーク制度の認証、又は、情報セキュリティマネジメントシステム「ISMS」の認証取得者は提出のこと。
		682	デザイン企画印刷	ポスター・チラシ等作成業務 （デザイン企画を伴わない単なる印刷業務は、物品で申請のこと）	
		683	配布	広報紙配布 等	
69	給食・配食	691	給食・配食	学校給食・患者食調理業務、配食	
70	各種イベント	701	イベント企画運営・会場設営	イベント企画、会場設営	
		702	研修・セミナー等	研修・セミナー・講習の請負 （人材派遣事業は 72 人材派遣で申請のこと）	
71	動画撮影・製作	711	映像・映画製作	映像・映画製作、VR 作製、字幕作成、展示会・イベントでの写真・映像撮影 等	
		712	マイクロフィルム撮影		
72	人材派遣	721	医療事務		労働者派遣事業許可証
		722	窓口・コールセンター・事務処理センター	※請負による委託業務を希望される場合は、「73 業務運営」での登録も必要	
		723	保育業務		
		724	その他人材派遣	運転手、通訳、看護師 等 ※請負による委託業務を希望される場合は、「73 業務運営」での登録も必要	

73	業務運営	731	医療事務		
		732	窓口・コールセンター・事務処理センター		
		733	保育業務		
		734	その他業務運営	事務執行補助 等	
74	保管・運送・運搬	741	倉庫業		倉庫業許可書
		742	物品運搬	引越、物品配送、選挙関連配送 等	一般貨物自動車運送事業許可書又は貨物軽自動車運送事業届出（届出書）又は貨物利用運送事業の登録通知書 ※特定信書便事業の許可がある場合は提出のこと。
		743	旅客・バス運行	通園バス・福祉バス・送迎バス運行 等	一般旅客自動車運送事業許可証又は一般貸切旅客自動車運送事業許可証
		744	介護関連配送	介護用品の配送及び納品業務（要介護者の自宅への配送業務）（単なる介護用品の納品は、物品で申請のこと）	
75	放置自転車等指導・移送	751	放置自転車等指導・移送	自転車等を放置しようとする者に指導・警告（警備業）及び放置されている自転車等の移送（運送業）業務	警備業認定（認定証）及び一般貨物自動車運送事業許可書又は貨物軽自動車運送事業届出（届出書）
76	代理・代行	761	旅行代理業		旅行業者代理業登録（証明書）
		762	広告代理業	市の広報媒体への広告掲載 等	
77	保険	771	損害保険		保険業免許または代理店契約書及び代理店登録されてことを証する書類
78	選挙	781	選挙関連業務	ポスター掲示場設置 等 ※警備や印刷物封入封緘、物品運搬 等、他の細目にあるものは除く	
79	クリーニング	791	クリーニング	衣類・寝具等のクリーニング業務	クリーニング所適合確認書又はクリーニング開設届（または無店舗取次店理業届出書）
99	その他 ※「具体的な業務名」欄に詳細を記入すること。	991	病院関係	（医療事務は 721 又は 731、窓口・コールセンター・事務処理センターは 722 又は 732 で申請のこと。）	
		992	教育関係	水泳指導、スポーツ指導 等 （研修・セミナー等の請負業務は 702 研修・セミナー等で申請のこと）	
		993	掘削業務	バックホウでの掘削業務 等	
		994	その他	（水泳指導、スポーツ指導は 992 その他教育関係、楽器調律業務は 571 楽器調律、窓口・コールセンター・事務処理センター（人材派遣、業務運営）は 722 又は 732 で申請のこと）	

別表2 <物品等>分類表

※小分類コード275、342、413、414は統廃合に伴う欠番です

大分類	小分類	業種名	説 明
01 事務用品 事務機器	211	事務用品	文房具、用紙類、印鑑、ゴム印、封筒、地図、玩具※302以外 等
	212	事務機器・情報処理用機器	シュレッダー、印刷機、紙折機、複写機、電子計算機（パソコン、オフコン等）、プリンター、ネットワーク機器、整理券発行機、パッケージソフトウェア、OA消耗品（インク・トナー含む） 等
	213	スチール事務用品・家具	スチール事務用品、学校机、木製家具 等
	214	図書用品	書架、図書館用ラベル 等
02 繊維製品	221	繊維・ゴム・皮革製品	生地、織物、被服、手袋※291以外、靴、白衣、合羽、靴下、帽子、スリッパ、サンダル、テント※282、304以外 等
	222	寝具・室内装飾品	寝具、カーテン、ブラインド、カーペット、畳、舞台幕、緞帳 等
03 食料品	231	食料品	弁当、飲料、菓子、粉ミルク、お茶 等
04 印刷製本	241	一般印刷	一般印刷、冊子、パンフレット 等※封入封緘は「その他委託」で申請のこと。
	242	封筒印刷	封筒印刷 ※封入封緘は「その他委託」で申請のこと。
	243	電算帳票	電算帳票、記録紙 ※封入封緘は「その他委託」で申請のこと。
	244	特殊印刷	新聞、地図（例、ガイドマップ）、手帳、青写真（例、写真フィルムの現像焼付）、航空写真、シール 等
05 燃料	251	ガス・電力供給	ガス供給、電力供給※売電含む
	252	その他燃料	ガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス、オイル 等
06 自動車	261	車両・バイク・自転車販売	車両販売、特殊車両（建設機器、架装含む）、バイク・自転車販売
	262	車両・バイク・自転車検査・修理・用品販売	修理、改造、車検、定期検査、部品・用品販売
07 理化学機器 空調機器 設備機器	271	理化学機械・環境測定機器	分析機器、光学機器、環境測定機器、試験検査機器・左記機器部品、実験用品※301以外、検査試薬※331以外 等
	272	空調機器	業務用空調機、家庭用空調機
	273	厨房機器	流し台、調理台、厨房用調理機器
	274	視聴覚・音響・放送設備機器	プロジェクター、スクリーン、ビデオカメラ、書画カメラ、デジタルカメラ、DVDプレイヤー、マイク、スピーカー、アンプ、テレビ 等
	276	通信機器	無線機、携帯電話、電話交換機、衛星電話、インカム 等
	277	その他機器	清掃施設機器・部品、焼却炉機器・部品、駐車場機器、水処理機器・部品、脱水機、部品（ろ布等） 等
08 消防用品 防災用品 保安用品	281	消防用品	消火器（詰替え含む）、消防ホース、煙感知器等、避難器具 等
	282	防災用品	災害備蓄品（アルファ化米等）、災害時用テント、災害時用トイレ、救助器具、オイルフェンス 等
	283	保安・防犯用品	保護具（ヘルメット等）、防護服、監視カメラ、防犯灯 等
	284	交通安全用品	バリカー、グレーチング、ポストコーン、フェンス 等
09 日用品 家電	291	日用品	清掃用具・用品、石鹸・洗剤、食器類、トイレットペーパー、ビニール袋、ビニール・ゴム手袋 等
	292	家庭用電化製品	電池、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機 等 ※272～277、301以外
	293	ガス器具	ガスコンロ、湯沸器、ガスメーター 等
10 教材 書籍	301	教材	教材、教育機器、理科実験機器、実習用機器、マシン 等
	302	保育用品・玩具	保育用品、保育所・幼稚園の玩具
	303	楽器	洋楽器、和楽器、譜面台 等
	304	スポーツ用品・公園遊具	運動器具、武道具、公園遊具、学校園用テント
	305	書籍・図書券	書籍（紙芝居は301教材又は302保育用品・玩具）、図書券、映像DVD 等

大分類	小分類	業種名	説 明
11 看板 建具	311	看板・プレート・旗	看板、掲示板、旗、のぼり、懸垂幕、住所表示板、犬の鑑札 等
	312	建具・シャッター・ガラス	ドア、シャッター、門扉、ガラス 等 ※工事を除く
12 建設資材 工具等 ※交通安全用品は284	321	砂・碎石等	砂、碎石、土、ろ過砂 等
	322	コンクリート・アスファルト	セメント、常温合材、アスファルト混合物、舗装材、生コンクリート、コンクリート二次製品 等
	323	工具・工作用機械	工作用機械器具、工具、電動工具、雑工具 等
	324	産業用機械	ポンプ、発電機器、変電機器、蓄電池 等
	325	木材・鋼材	杉板、角材、鋼板、鉄筋 等
	326	園芸用品・花	種苗、樹木、草花、肥料、造園石材、生花 等
13 医療 福祉	331	医薬品・衛生材料	医薬品、家庭薬、ワクチン、医療用ガス、医療用検査用品、X線フィルム 等
	332	医療機器	治療用機器、生体検査機器、放射線関連機器、手術関係機器 等
	333	福祉機器・介護用品	車いす、段差解消スロープ、介護用品、紙おむつ 等
	334	歯科用品	歯科用品
14 上下水道資材	341	水道資材	直管、継手、異型管、バルブ、仕切弁、消火栓、分水洗、鉄蓋 等
	343	メーター	水道メーター
15 工業薬品	351	化学工業薬品	硫酸、苛性ソーダ、次亜塩素酸ナトリウム 等
	352	工業用ガス	酸素、窒素、ヘリウムガス 等
	353	防疫薬剤	殺虫剤、農薬、除草剤 等
16 記念品 選挙用品 その他	361	記念品・贈答品	記念品、贈答品、美術品、商品券、カタログギフト 等
	362	選挙用品	記載台、投票用紙交付機 他
	363	その他	(物品販売で他の分類に入らないもの)
20 賃貸借	411	医療機器	AED
	412	事務機器・情報処理用機器・通信機器	複写機、ファクシミリ、サーバー、パソコン、電話交換機、携帯電話、机・椅子・ロッカー、システム・ソフトウェア使用 等
	415	自動車・建設機器	普通自動車、トラック、バックホウ、パワーショベル 等
	416	仮設ハウス・トイレ	
	417	その他	空調機器、照明機器、ウォーターサーバー 等(賃貸借で他の分類に入らないもの)
30 売払い	501	自動車・自転車	自転車、自動車 等
	502	鉄くず・非鉄くず	
	503	その他売払い	家電、OA機器、古紙 等

委託業務に係るものは「その他委託」で申請のこと。「その他委託」で発注を行う業務については、原則「その他委託」で登録申請を行っている方のみ入札参加対象とします。

※ 例：電算処理・電算帳票類のブックニング、封入封緘、観光バス運行業務、旅行代理業、デザイン企画印刷、楽器調律、機器類の保守点検（医療機器等）、遊具保守点検、要介護者への介護用品支給業務、クリーニング、活性炭入替業務